個人番号制度導入に伴う健康福祉関連申請等の手続について

平成２８年１月からマイナンバー制度が導入され、申請等を行う際は申請書等への個人番号の記載をすることになりました。

また、個人番号を記載する際には、各窓口で**「番号確認書類」と「身元確認書類」の提示が必要**となりますので、申請をされる際には、印鑑と一緒に確認書類をお持ちください。

●本人が申請する場合の確認書類について

**番号確認書類**

　個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等

　※個人番号カードの場合は身元確認書類にもなり１つだけの提示で済みます。

**身元確認書類**

・１つで身元確認ができる書類（官公署が発行した、顔写真付きの証書等）

　個人番号カード、運転免許証、パスポート、住基カード(写真付き)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

・２つで身元確認ができる書類（いずれか２つを提示してください。）

　介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、市が発行した各種決定通知書（氏名・住所が記載されたもの）、住基カード(写真なし)、年金手帳等

※郵送での手続の場合、上記確認書類の写しを申請書等に添付し送付してください。

●代理人（家族、施設職員等）による手続の場合

**・**代理権**（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）**

**・**代理人の身元**（代理人の個人番号カード、運転免許証、居宅介護支援専門員証等）**

**・**本人の番号**（個人番号カード、通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等）**

の3つを確認する必要があります。

●マイナンバーが利用される業務（係）

|  |  |
| --- | --- |
| 保健課（0969-28-3354） | 国民健康保険、後期高齢者医療 |
| 健康づくり推進課（0969-28-3376） | 母子保健(妊婦)、各種検(健)診 |
| 福祉課（0969-28-3351） | 子育て支援係、障がい福祉係、生活支援係 |
| 高齢者ふれあい課（0969-28-3377） | 介護認定申請、居宅(介護予防)サービス届出等 |